

函 公 河 整

令和 8 年(2026年) 2 月 2 6 日

経済建設常任委員会委員 各位

土 木 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

(仮称) 函館市身近な公園再編方針 (骨子案)

2 その他 (参考)

○ 今後のスケジュール (現時点における想定)

- ・ 令和 8 年 2 月 緑化審議会から意見聴取
- ・ 令和 8 年 6 月 緑のパートナー会議から意見聴取
- ・ 令和 8 年 8 月 再編方針 (原案), 再編実施計画 (原案) 策定
- ・ 令和 8 年 10 月 緑化審議会へ諮問
(再編方針 (原案), 再編実施計画 (原案))
- ・ 令和 9 年 2 月 関連事業費を含む新年度予算案提出
- ・ 令和 9 年 3 月 再編方針, 再編実施計画策定

(土木部公園河川整備課 電話: 21-3437)

1 策定の背景

本市には、函館公園や見晴公園、市民の森などの大規模な総合公園が5箇所、昭和公園や石川公園などの中規模な近隣公園や地区公園が9箇所あり、これらの公園については、公園数および設置場所共に適正に配置されています。しかしながら、街区公園や児童公園、緑地などの身近で小規模な公園（以下、「身近な公園」といいます。）については、亀田市との合併を機に市街地が拡大し、郊外部において開発行為などの宅地開発が行われ、都市計画法に基づく帰属公園が多数設置されることとなりました。そのため、開発が進んだ地区においては、身近な公園を近接して多数設置しており、身近な公園が少ない旧函館市の区域と比較すると不均衡な配置状況となっています。

個々の遊具や公園施設については、平成22年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や公園施設の更新事業を進めておりますが、遊具の更新は一部の大型遊具の使用頻度が高く優先せざるを得ないこと、また、公園施設については小規模公園が事業の対象とならないことから、それらの施設は十分に更新出来ておりません。

さらに、整備から数十年経過した公園は、児童が使用することを前提として整備された公園が多く、少子高齢化などの人口構造の変化等により、ほとんど利用されていない公園が多数見受けられる状況となっています。

2 策定の目的

身近な公園の魅力度を向上させ、誰もが気軽に普段使いができる公園として再編し、公園が持つ多様な機能を発揮させるとともに、維持管理費の負担を軽減させ、持続可能な公園を整備するため、(仮称) 函館市身近な公園再編方針を策定いたします。

3 計画の位置づけ

函館市都市計画マスタープラン

公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。

函館市立地適正化計画

(公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進)
必要な施設機能の維持に配慮しながら、保有総数の縮減や施設の長寿命化に必要な施設の保全や修繕を計画的に進めます。

函館市緑の基本計画

市民のニーズに対応できていない公園については、周辺の公園配置状況や利用状況など、地域の特성에合わせた見直しを検討するとともに、公園の整備状況や機能の分担を検討した上でコンパクトシティの考え方を踏まえ、既存施設の活用や統廃合、見直しなどを進めます。

(仮称) 函館市身近な公園再編方針

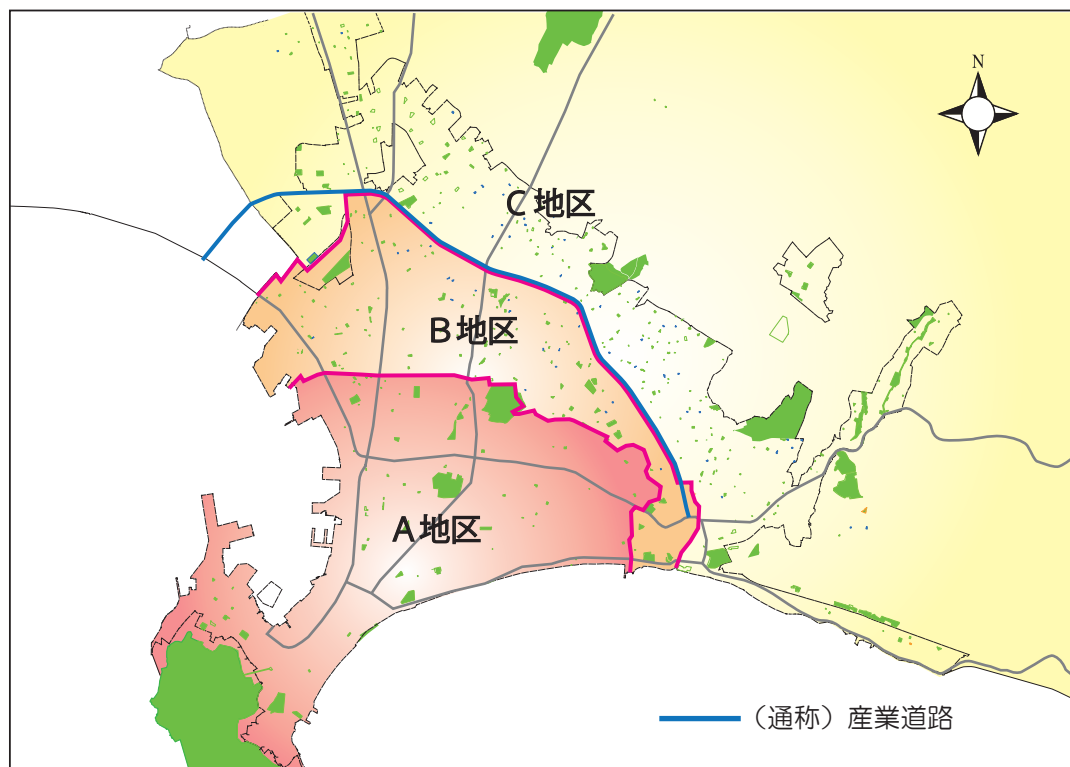
4 身近な公園の現状と課題

身近な公園429箇所のうち、開設から30年以上経過した公園が約半数を占めており、10年後(2035年度)には約8割を占める見込みとなっていますが、遊具の更新は使用頻度の高い複合遊具に留まっているため、ブランコや滑り台等の小型遊具については標準使用期間を超えても十分な更新が困難な状況となっています。

また、地域によっては近接した公園に類似の小型遊具が多数あり、利用頻度が低い公園が見受けられるほか、整備から数十年経過した公園においては、少子高齢化等の人口構造の変化等により、利用者のニーズに対応していないため、当初想定していた公園の効果を発揮できていない状況となっています。

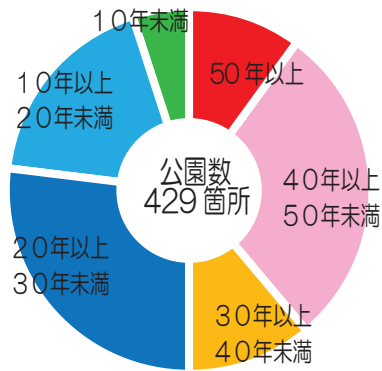
5 身近な公園の配置状況等

宅地開発により、都市計画法に基づく帰属公園が多数設置された地区と、それ以外の地区を3段階に分けて配置状況を比較します。



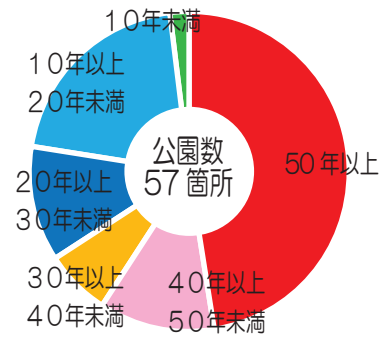
- ① A地区：旧函館市の区域
- ② B地区：(通称) 産業道路から南側(内側)で、昭和40年代あたりまでに多く宅地開発された区域
- ③ C地区：(通称) 産業道路から北側(外側)で、昭和50年代あたりから現在に至るまで宅地開発されている区域

(1) 身近な公園の箇所数と経過年数
全市



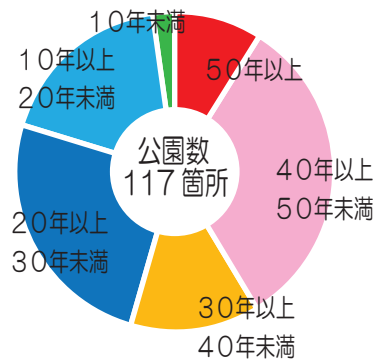
経過年数	箇所数	割合 (%)
50年以上	44	10
40年以上50年未満	122	29
30年以上40年未満	48	11
20年以上30年未満	113	27
10年以上20年未満	79	18
10年未満	23	5
合計	429	100

A地区



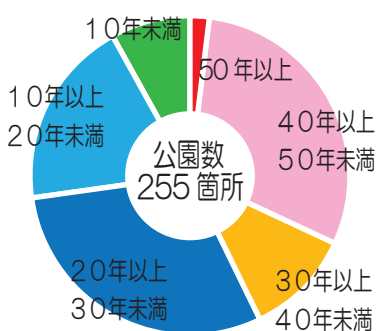
経過年数	箇所数	割合 (%)
50年以上	28	47
40年以上50年未満	7	12
30年以上40年未満	4	7
20年以上30年未満	7	12
10年以上20年未満	10	20
10年未満	1	2
合計	57	100

B地区



経過年数	箇所数	割合 (%)
50年以上	11	9
40年以上50年未満	38	32
30年以上40年未満	15	13
20年以上30年未満	29	25
10年以上20年未満	22	19
10年未満	2	2
合計	117	100

C地区



経過年数	箇所数	割合 (%)
50年以上	5	2
40年以上50年未満	77	30
30年以上40年未満	29	11
20年以上30年未満	77	30
10年以上20年未満	47	19
10年未満	20	8
合計	255	100

(2) 一人当たりの身近な公園面積

項目	単位	(A+B+C) 地区	A 地区	B 地区	C 地区
人口	(人)	224,949	72,955	58,867	93,127
公園面積	(㎡)	561,618	117,242	126,852	317,524
一人当たり面積	(㎡/人)	2.5	1.6	2.2	3.4

(人口：R7.3 住民基本台帳の身近な公園が存する町の人口，公園面積：R7.3)

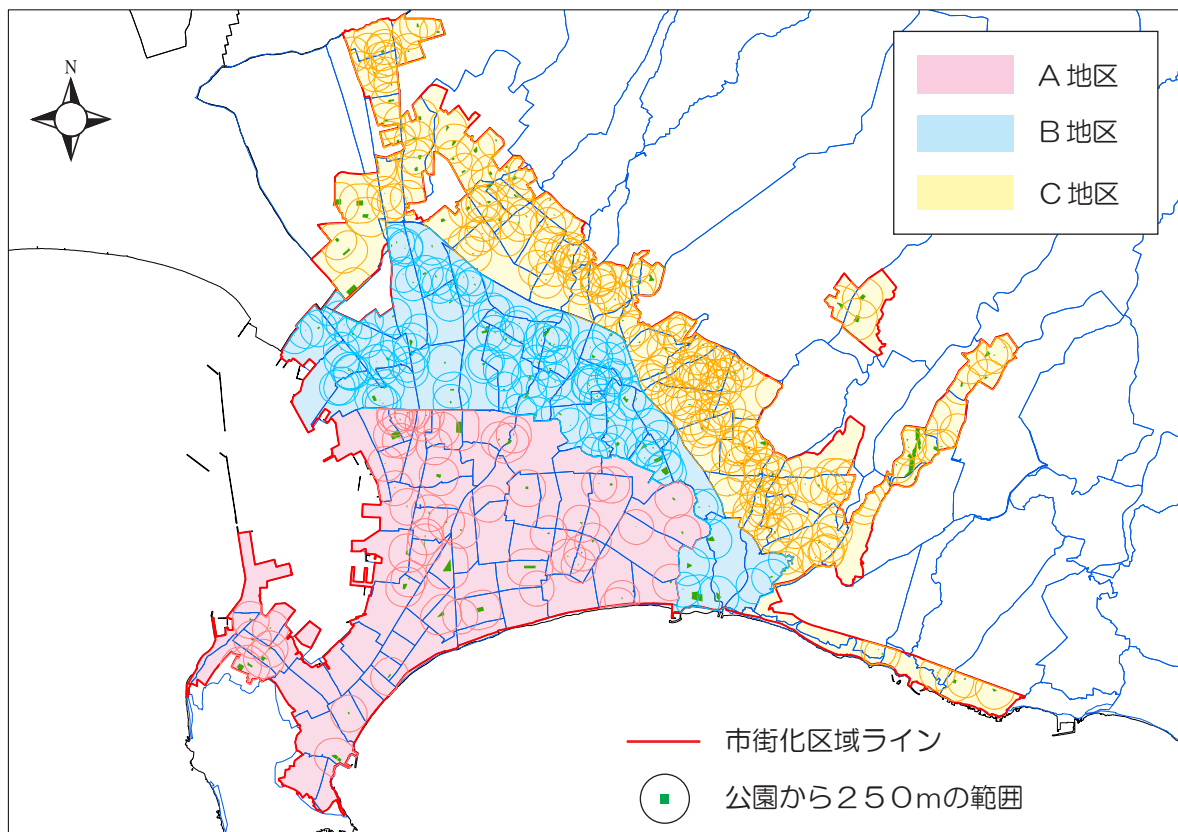
<参考> 全国：1.2 ㎡/人，北海道：1.5 ㎡/人，本市の目標値：1.1 ㎡/人

(全国，北海道：R6.3 総務省統計人口，本市の目標値：函館市緑の基本計画)

(3) 市街化区域の身近な公園の誘致圏重複率

街区公園の誘致距離参考値である 250m*範囲の面積を算出し，公園の誘致圏重複率を算出する。

※国土交通省「都市公園法運用指針」



項目	単位	全市	A 地区	B 地区	C 地区
地区面積	(ha)	4,787	1,789	1,209	1,789
誘致距離面積	(ha)	8,181	1,294	2,460	4,427
誘致圏重複率	(%)	171	72	203	247

誘致距離面積＝ Σ (各公園の誘致距離圏の面積)，誘致圏重複率＝(誘致距離面積 / 地区面積) × 100
(各地区面積は GIS での求積による)

6 身近な公園に対する満足度

函館市都市計画マスタープランに位置付ける地区別のアンケートでは、中央部と北東部の満足度が低い傾向にあり、中央部は公園が少ないことが影響していると考察します。

また、年代別のアンケートでは、30代の満足度が低い傾向にあり、幼少期の子を持つ子育て世代が不満を感じている結果となっています。

(1) 日常的に利用できる身近な公園に対する地域別満足度

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
西部	17.2%	20.2%	35.3%	21.2%	6.1%
中央部	11.3	13.1	48.5	23.5	3.6
東中央部	9.2	18.4	44.8	20.8	6.8
北東部	6.9	18.1	47.3	20.8	6.9
北部	12.1	20.6	45.3	14.2	7.8

(2) 日常的に利用できる身近な公園に対する年代別満足度

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
18～29歳	11.3%	15.1%	43.4%	13.2%	17.0%
30～39歳	7.7	20.2	35.5	26.0	10.6
40～49歳	11.9	15.9	47.7	16.6	7.9
50～59歳	9.2	12.6	49.7	23.2	5.3
60～69歳	12.0	16.5	42.9	21.8	6.8
70歳以上	7.7	19.5	44.9	21.8	6.1

出典：R6.3 都市建設部、「函館市都市計画マスタープラン」見直しのための市民アンケート調査結果

7 課題の整理

(1) 利用されていない身近な公園の機能変更

遊具は設置されているが、遊べるスペースが狭いため利用されず、公園としての機能を十分発揮できていない公園が数多く存在しているため、公園の機能を見直す必要があります。

(2) 類似機能を持つ身近な公園の再配置

同誘致距離内にある類似した機能を分散させるために、利用者のニーズや地域の特性に沿って公園機能を再配置する必要があります。

(3) 公園施設の維持管理費の軽減

10年後には約8割の公園が設置から30年以上が経過するため、遊具の更新や維持管理費の負担を軽減させる必要があります。

(4) 身近な公園配置の地域格差の是正

市街地の拡大が進んだ地域と、旧市街地との公園設置状況に隔たりがあるため、その不均衡を解消する必要があります。

8 再編対象と方針

(1) 再編の対象とする公園

都市公園である街区公園，児童公園および都市緑地（風致公園である函館山緑地および緑道を除く。）ならびに都市公園告示されていない公園および児童遊園を対象とします。

(2) 再編のための基本方針

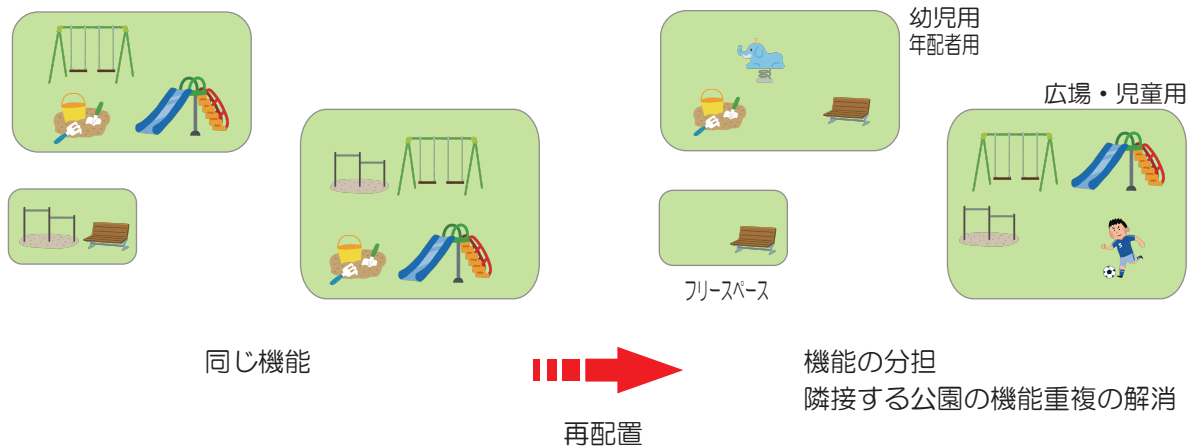
公園用地の廃止は行わず，利用者ニーズを出来るだけ取り入れながら公園機能の分担や統合を図り，以下の方針を原則として再編を行います。

① 多様な機能に特化した身近な公園の整備

<多様な機能の例>

- ・ 児童を中心とした遊戯，スポーツ機能
既存の遊具を活用しつつインクルーシブ遊具も取り入れながら，ボール遊び広場などのレクリエーションの場を整備します。
- ・ 子育て・健康づくりのための機能
子育て世代や高齢者などの幅広い年齢が利用できるように，幼児用遊具や健康遊具等を設置して，世代間交流の場として活用できるように整備します。
- ・ 地域イベント・コミュニティ形成のための機能
ラジオ体操や地域のイベントにも利用されるように，ベンチや日よけ等を設置して利用者が集えるスペースを確保し，冬季には地域の雪捨て場として活用できるように整備します。

② 同じ機能が近接しない適正配置



③ 身近な公園が不足している住居系用途地域での公園整備

旧市街地である A 地区のように、身近な公園が不足している地域では、公共施設跡地等を活用して公園整備を検討するなど、市内での不均衡の解消を図ります。

④ 隣接する子育て支援施設と一体的整備

公園と隣接する施設から直接アクセス出来るよう境界にフェンスを工夫し、一体的に利用できるよう整備することで、子育て支援施設の屋外空間として利用が進み、子育て支援機能が向上します。



9 今後の進め方

(1) 実施計画の策定

特に身近な公園が多く、一人当たりの公園面積および公園誘致圏重複率が最も高い C 地区から、ニーズ調査の結果を基に再編を実施することとし、実施計画を策定します。

(2) 社会資本整備総合交付金を活用した事業の実施

国土交通省所管の交付金事業である、都市公園ストック再編事業を活用して身近な公園の再編事業を実施します。